

【相談窓口一覧】

○相談時の秘密は守られます。
○相談窓口は、原則として年末年始はお休みです。

相談窓口	にじげん 二次元コード	れんらくきき 連絡先	うけつけじかん 受付時間	ていぎょうきかん 提供機関
けんりつがっこう 県立学校における セクシュアル・ハラスメントに関する 相談窓口	メール相談 	0466-81-1967	8:45~12:00/13:00~16:45	かながわけんりつそうごうきょうい 神奈川県立総合教育センター
じかんこ 24時間子どもSOSダイヤル		0120-0-78310	24 時間365日	
けいさつほんぶけいさつそうごうそうだんしつ 警察本部警察総合相談室		#9110 045-664-9110	24時間365日受付 ※短縮ダイヤルは県堺で かけると他県につながる可能性あり	かながわけん けいさつ そうごうそうだんしつ 神奈川県警察 総合相談室
せいはいざい ひが い あ じよせいせん 性犯罪の被害に遭われた女性専 用の相談窓口 性犯罪110番		#8103 (ハートさん) 0120-38-8103	24時間365日受付(夜間は男性が対応)※ 短縮ダイヤルは県堺でかけると他県につな がる可能性あり	かながわけん けいさつ ほんざいそうさかり 神奈川県警察 犯罪捜査係
ユーステレホンコーナー		0120-45-7867 045-641-0045	げつ きん しゆくじつ のぞ 月～金(祝日を除く)8:30~17:15	かながわけん けいさつ しょうねんそうだん ほご 神奈川県警察 少年相談・保護 センター
べん ごしそうだん 【弁護士相談】 子どもの人権相談 (面談・電話)		045-211-7700	めんだんそうだんよやく げつ きん 面談相談予約:月～金 9:30~17:00 相談日:木 13:15~16:15 (祝日を除く)	
べん ごしそうだん 【弁護士相談】 子どもお悩みダイヤル		045-211-7703	げつ きん しゆくじつ のぞ 月～金(祝日を除く) 9:30~12:00/13:00~16:30 (受付後、担当弁護士から連絡)	かながわけんべんごししかい 神奈川県弁護士会
せいはいざい せいぼうりよくひがいしやそうだんまどぐち 性犯罪・性暴力被害者相談窓口	LINE相談 	#8891 045-322-7379	たんしゆく つわりようむりよう 短縮ダイヤルは通話料無料 電話相談:24時間365日受付 LINE相談:火・木・金・日(年末年始含む) 16:00~21:00	かながわけん あんぜんこうつうか 神奈川県くらし安全交通課 かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かな らいん」
だんせいおよ ひがいしや 男性及びLGBTs被害者のため の専門相談ダイヤル		045-548-5666	か しゆくじつ のぞく 火(祝日を除く)16:00~20:00	
じよせい そうだんまどぐち 女性のためのDV相談窓口		0466-26-5550	げつ きん しゆくじつ のぞ 月～金(祝日を除く)9:00~21:00 土・日(祝日を除く)9:00~17:00	かながわけんりつ だんじよきょうど 神奈川県立かながわ男女共同 参画センター(かなテラス)
だんせいひがいしやそうだんまどぐち (DV)男性被害者相談窓口		045-662-4530	げつ きん しゆくじつ のぞ 月～金(祝日を除く)9:00~21:00	かながわけんはいごうしやぼうりよくそうだんしえん (神奈川県配偶者暴力相談支 援センター)
なや だんせい そうだんまどぐち DVに悩む男性のための相談窓口		045-662-4531	げつ もく しゆくじつ のぞ 月・木(祝日を除く)18:00~21:00	
かながわDV相談LINE	LINE相談 		げつ か もく ど しゆくじつ のぞ 月・火・木・土(祝日を除く) 14:00~21:00	かながわけんきょうせいすいしんほんぶしつ 神奈川県共生推進本部室
こころからだと生き方の電話相談	HP 	045-871-8080	か すい きん ど 火・水・金・土 9:30~16:00 金 18:00~20:00(祝日を除く)	だんじよきょうどうきんかく よこはま 男女共同参画センター横浜 (フォーラム)
スクール・セクシュアル・ハラスメン ト メール相談	メール相談 		じかん にち 24 時間 365 日	NPOスクール・セクシュアルハラ メント防止関東ネットワーク
デートDVI10番	HP 		げつ か すい もく きん ど 月・火・水・木・金・土 19:00~21:00	にんていとくでいひえいりかつどうほうじん 認定特定非営利活動法人エン パワメントかながわ
こどもの人権110番		0120-007-110	げつ きん しゆくじつ のぞ 月～金(祝日を除く)8:30~17:15	よこはまほうむきよく 横浜地方事務局
インターネット人権相談	メール相談 		じかん にち 24時間365日	ほうむきよくしゆく じんけんようごいじん (事務局職員または人権擁護委 員が対応)

発行:神奈川県立総合教育センター 令和8年4月

(上記の各相談窓口の掲載は、県立学校の生徒向けに掲載許諾を行っています)

セクハラって、例えばこんなこと

例えば、こんなことがセクハラになります。

- 必要もないのに体を触る。
- 性的な関係を求める。
- 脚などの写真を撮る。
- しつこくデートに誘う。
- 性的なからかいを言う。
- 容姿について話題にする。
- 携帯電話などで性的なメールや画像を送る。
- 下着や着替えを見る。
- 体をしつこくながめる。
- 役割等を性別によって決めつける。
- 同性同士で仲良くしていることをからかう。



相手を不快にさせる性的な言動（発言や行為）のことをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）といいます。

セクハラは、性別により役割を分担すべきとする意識にもとづいて相手を不快にさせる言動も含まれます。不快に感じるかどうかは人によって違います。あなたが親しみのつもりで行ったことでも、相手が不快と感じれば、それはセクハラになります。被害にあった場合、被害にあったのはあなたのせいではありません。ひとりで悩まず、相談しましょう。

- セクハラは人権侵害、わいせつな行為は犯罪です。
- 男性から女性、女性から男性だけでなく、同性に対しても同じです。
- 生まれもった性と心で感じる性が異なる人や同性を恋愛対象とする人をからかうことも、セクハラになります。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月から施行されています。（令和5年7月一部改正）

もし、セクハラにあたり、セクハラ場面を見たりしたら・・・

例① セクハラを受けた。

裸や下着の動画
や画像が送られて
きた。

みんなが喜ぶだろう。



- ・がまんをしない。
- ・いやだと声をだす。
- ・やめてほしいと伝える。
- ・その場から逃げる・距離をとる。
- ・相手からの連絡に返信しない。
- ・信頼できる人に相談する。

例② セクハラを見た、被害を相談された。

今まで何人とききあったの？
だれともつきあったことない
でしょ？



こんなことを言われて・・・

- ・「あなたは悪くない。」ということ伝える。
- ・相手の話を否定しないで丁寧に聞く。
- ・信頼できる人に相談する。



信頼できる人（先生、保護者、養護の先生、スクールカウンセラー、身近な人）に助けを求めましょう。

デートDVって、例えばこんなこと

精神的な暴力

- ◆ 大声でどなられる。
- ◆ バカにされる。
- ◆ 命令される。
- ◆ 友達関係を制限される。
- ◆ スマートフォンをチェックされる。



身体的な暴力

- ◆ 腕をつかまれる・ひねられる。
- ◆ 髪などを引っ張られる。
- ◆ 物を投げつけられる。
- ◆ ながられる・たたかれる・けられる。
- ◆ ナイフなどの危険な物をつきつけられる。



経済的な暴力

- ◆ いつもお金を払わされる。
- ◆ お金を貸せと言われる。
- ◆ 貸したお金を返してくれない。



性的な暴力

- ◆ いやなのに体を触られる、キスされる。
- ◆ いやなのに裸などを撮影される。
- ◆ 性行為を強要される・避妊に協力してくれない。



交際相手からの暴力

デートDVは、決して許される行為ではありません。また、望まない性的な行為は、性暴力です。性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。友達、コーチ、先生、家族など身近な人との間でも起こります。被害にあったと感じたときは、ひとりで悩まず、相談しましょう。

こんな思い込みをいませんか

相手を独占したり、束縛したりすることは愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引なほうがいい
女は素直にしたがうもの

相手に遠慮して自分の意見を言えなければ、対等な関係とはいえません。

自分と相手を守るために、心と体の「距離感」を大切にしよう

自分の距離感

相手の距離感



自分の心と体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。

体の距離感

心地の良い距離は、人によって違います。近寄られるのを嫌がる人もいます。



心の距離感

A だと思う。

B だと思う。

どんなに仲の良い相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切にし、自分の気持ちも大切にしましょう。

違う考え方の人もいます

お互いを尊重した関係をつくりましょう～自分を大切に 相手を大切に～

「生命の安全教育教材」(文部科学省)を加工して作成

https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_34.pdf

きよりかん まも 距離感を守ろう



- 自分がいやだと感じたことは、いやだと言ってよいのです。
- 相手がいやだと言ったら、相手の気持ちを受け入れましょう。
- いやなときは、相手と距離を置いてみましょう。
- 自分の距離感が守られていないときは、信頼できる人（先生、保護者、養護の先生、スクールカウンセラー、身近な人）に相談しましょう。

ちゅうい けいたいでんわ どう つう ひがい
注意しましょう!! 携帯電話や SNS 等を通じた被害にあわないために!

あいて
相手を
たいせつ
大切に

じぶん
自分を
たいせつ
大切に

ぼうりよく
暴力を
ゆるさない



あいて したぎすがた はだか しゃしん
相手の下着姿や裸の写真
を送らせたり、SNS に投稿し
たりしない。



じぶん したぎすがた はだか
自分の下着姿や裸の
写真や動画を撮ったり、
送ったりしない。

せいでき がぞう さつえいたいしょうしゃ どうい だいさんしゃ
性的な画像を、撮影対象者の同意なく、第三者が
さつえいたいしょうしゃ とくてい ほうほう
撮影対象者を特定できる方法で、インターネットの
けいじばんなど こうひょう いほう
掲示板等に公表することは違法です。

かくさん しゃしん かんぜん さくじょ
拡散された写真などを完全に削除すること
はできません。



インターネット上で知り
合った相手を簡単に
信用しない。

もんだい お とき なや
問題が起きた時はひとりで悩まず、
相談しましょう。

に じ ひ が い お
二次被害が起きないために

に じ ひ が い ひ が い
二次被害とは被害にあった人が周りの人の理解のない言動で心や体がさらに傷つけられることをいいます。

に じ ひ が い れい
二次被害の例

ひがいとどうじ ひがいしゃ こうどう ひなん
被害当時の被害者の行動を非難する

じぶん かけん ひがいしゃ おつ
自分の価値観を被害者に押し付ける

きょうみほんい じけん はなし きだ
興味本位で事件の話聞き出すとする

しあ ひがいしゃ ばなし
知り合いに被害者のうわさ話をする

ただ ちしき も
正しい知識を持つ

わる かがいしゃ
● 悪いのは加害者

ていこう
● 抵抗しなかった
はなく、抵抗できなかった

ひが い
● 被害にあったことは
わす わす
忘れたくても忘れられない

せいべつ ねんれい しょくぎょう かんけい
● 性別、年齢、職業は関係ない

どうして抵抗
しなかったの?

たいしたこと
じゃないよ

はやわす
早く忘れて
やり直そう

おとこ ひが い
男は被害に
あうはずがない